

**動物衛生・動物疾病制御の領域における中華人民共和国、日本、韓国の
三国間連携の可能な分野について【仮訳】**

2025 年 7 月 23 日、東京

2015 年 9 月 13 日に三大臣により署名された「中華人民共和国農業部、日本国農林水産省、大韓民国農林畜産食品部間の越境性動物疾病への対応に関する協力覚書」(以下「覚書」という。)の枠組みのもと、2025 年 7 月 23 日、中華人民共和国農業農村部、日本国農林水産省、大韓民国農林畜産食品部の代表者が東京にて会合を開催した。

本会合では、口蹄疫、ランピースキン病、高病原性鳥インフルエンザといった主要な越境性動物疾病(TADs)の予防及び制御において直面した課題について詳細に議論するとともに、その克服方法を共有した。

また、参加者は、動物衛生及び疾病制御における三国間連携強化が可能な分野について検討を行い、以下の分野において、覚書に基づく協力を推進していく意向を確認した。

1. 動物衛生情報の共有

- (a) ワクチン及びその備蓄状況
- (b) 薬剤耐性
- (c) ワンヘルス
- (d) バイオセキュリティ
- (e) TADs による社会的・経済的影響の評価

2. サーベイランス、通報、疫学調査

- (a) 疫学調査に関する情報(手法・技術等)の共有
- (b) 疫学専門家ネットワークの構築

3. 診断技術・ワクチンの研究開発

- (a) 研究機関間の既存の二国間覚書の活用

4. 人材育成

- (a) 獣医専門家交換派遣プログラムの可能性の検討
- (b) 獣医専門家による定期的な施設訪問の検討

5. 防疫対応

- (a) 地域的に重要な TADs に関する共同ケーススタディの実施

三国は、今後も首席獣医官会合を定期的に行い、共同活動の推進を図っていくことを改めて確認した。